

上板町地域福祉計画

令和3年3月
徳島県 上板町

目 次

第1章 序 論.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画策定の目的.....	4
第3節 地域福祉計画とは.....	4
第4節 計画の期間.....	5
第5節 計画の位置づけ.....	6
第2章 上板町の現状.....	9
第1節 人口の動向.....	9
第2節 要介護認定者・障がい者の状況.....	10
第3節 母子・父子世帯の状況.....	12
第4節 在留外国人の状況.....	13
第3章 住民の意識・ニーズ.....	14
第1節 近所づきあいに関する意識.....	14
第2節 支部（自治会・町内会）の加入の状況.....	15
第3節 地域の生活課題.....	16
第4節 ボランティア活動の参加状況.....	17
第5節 住民と行政の役割分担に関する意識.....	18
第4章 計画の基本的な考え方.....	19
第1節 基本理念.....	19
第2節 基本目標.....	20
第3節 施策の体系.....	21
第4節 分野別施策の推進.....	22
基本目標1 福祉サービスの安定的な提供.....	22
（1）サービスの質・量の確保.....	22
（2）包括的な相談支援の推進.....	26
（3）福祉人材の確保と効率的な福祉事業所運営の支援.....	31
基本目標2 支えあいによる生活課題の解決.....	33
（4）災害に強い地域づくりの推進.....	33
（5）権利擁護の推進.....	35
（6）住民との協働による支援事業の推進.....	40
基本目標3 地域を支える人材の育成としくみづくり.....	43
（7）「我が事」意識の醸成.....	43
（8）地域活動を通じた人材の育成.....	44
（9）多分野・多職種協働の体制づくり.....	48

第5章 計画の推進に向けて	50
第1節 計画の推進体制	50
第2節 計画の周知・普及	50
第3節 計画の進行管理・評価	50
資料編	51
上板町地域福祉計画策定委員会設置要綱	51

第1章 序 論

第 1 節 計画策定の背景

(1) 少子高齢化・人口減少の進行

わが国では少子高齢化、核家族化の進行、多様な価値観やライフスタイル等により、地域社会は大きく変化し、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、支えあいの機能の低下が問題視されています。

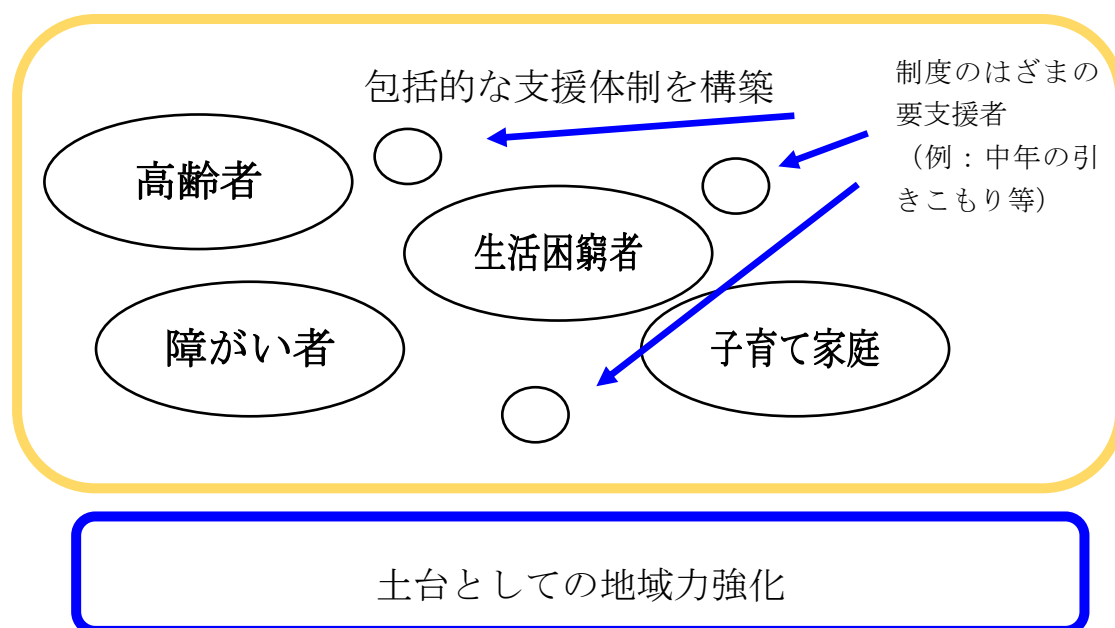
また、上板町（以下、「本町」という。）においても令和2年9月末現在、総人口における65歳以上の占める割合である高齢化率は34.7%、また、0～14歳の割合は10.4%となっており、少子高齢化が進んでいます。今後も高齢化がさらに進行する見込みとなっています。

(2) 地域の支援ニーズの複雑化・複合化

近年、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050問題や、介護と育児のダブルケアなど）や、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加し、十分な対応ができていない状況となっています。

これまで、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象に応じた福祉制度を整備し、支援を求める人への取り組みを充実させてきましたが、上記のような社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われない支援が求められています。

制度のはざまへの対応のイメージ



（３）地域共生社会の実現

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざしています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

「地域共生社会づくり」のイメージ



22

資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（令和元年１２月）

（４）社会福祉法の一部改正

令和２年６月１２日に、社会福祉法の一部改正等が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に関する事業や社会福祉連携推進法人制度の創設が示されました。

（５）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障がい者、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが課題となっています。しかし、課題の解決策の１つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成２８年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

（６）再犯の防止等の推進に関する法律の施行

わが国においては、約３割の再犯者によって約６割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。このような現状を踏まえ、国は、平成２８年１２月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定を努めることとされました。

（７）様々な感染症や自然災害への対応

令和元年末頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中、感染防止のために、人と人との距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も感染防止に取り組みながらの生活が求められる中、これまでのつながりを絶やさず、また、今まで以上に深刻な状況に陥っている人に手を差し伸べるためにも、オンライン等の活用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。



第2節 計画策定の目的

本町では、高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援の各分野ごとに、3～5年を計画期間とする個別計画を策定し推進してきました。

しかし、前述の社会動向を受けて、今後は支える側と受ける側に分かれるのではなく、年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送るために、自助、相互扶助、共助、公助のそれぞれが機能する地域を構築していくことが重要となっています。

上板町地域福祉計画は、国が示す地域福祉の指針にも位置づけられた「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」を定め、地域住民、支部（自治会・町内会）、ボランティア、福祉事業者、上板町社会福祉協議会など関係団体・機関、そして行政が、地域福祉を相互に協力して円滑に推進していくために策定します。

また、市町村では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。

第3節 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、対象（高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など）を限定せず、地域の中の困りごとを、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性の中で解決していくためのしくみのことをいいます。

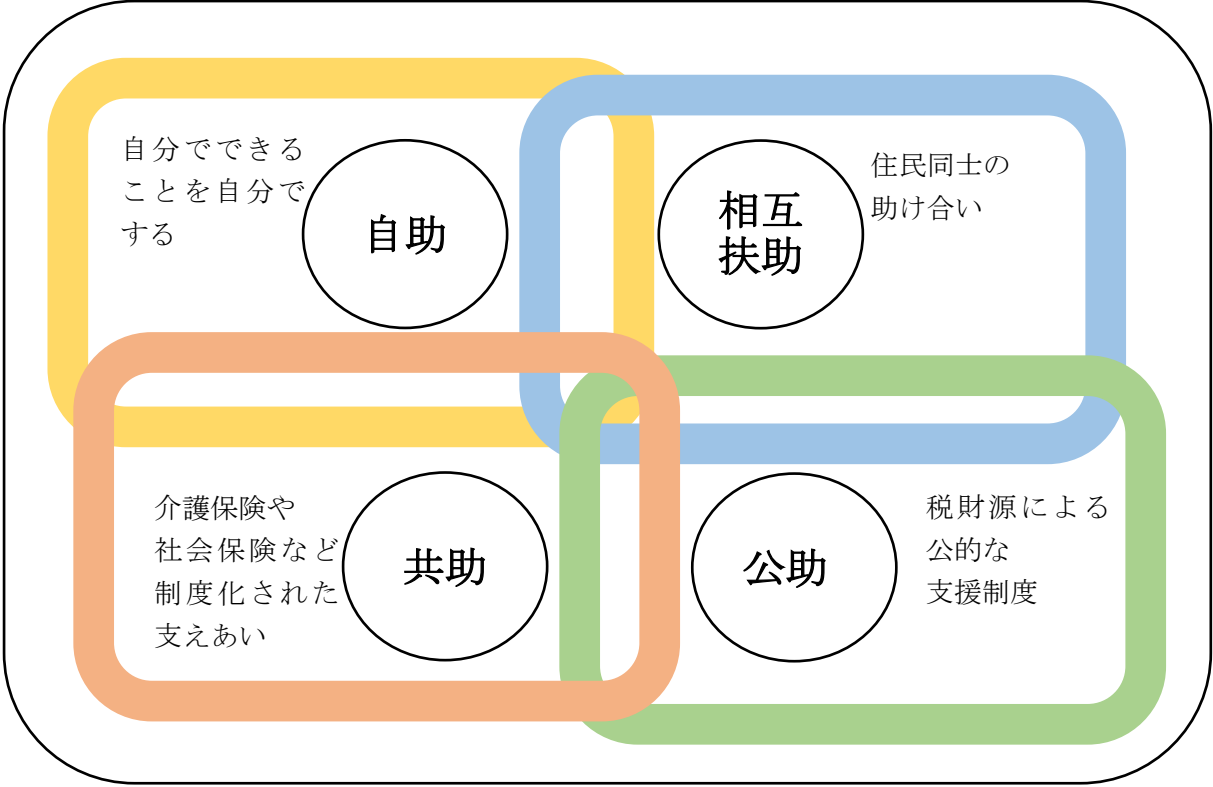
「地域福祉計画」とは、住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題の解決に向けて、地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画です。

計画を推進していくためには、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支えあう「相互扶助」が必要不可欠であり、「自助」「相互扶助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決のしくみをつくることが大切です。

本町の「相互扶助」の考え方について

地域福祉においては、現在「自助」「互助」「共助」「公助」による推進という考え方が主流となっていますが、上板町では上板町総合計画で示されている「自助」「相互扶助」「共助」「公助」とします。

自助・相互扶助・共助・公助の位置づけ



第4節 計画の期間

計画期間は、令和3～7年度までの5年間とし、国の政策動向や施策の推進状況により、必要に応じて、随時見直しを行います。

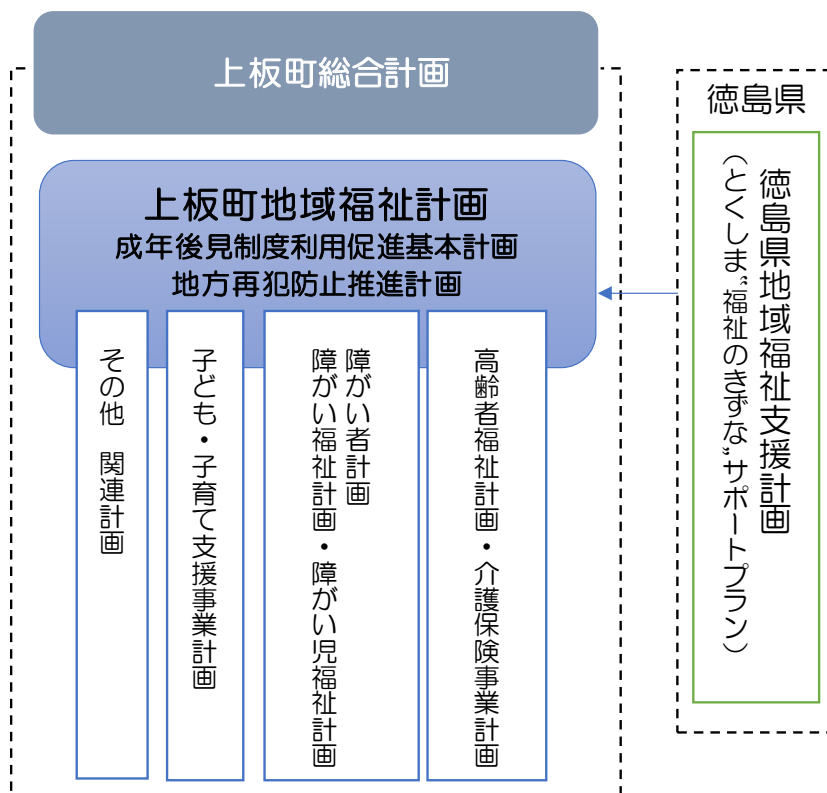
計画期間

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
地域福祉計画					
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画				
障がい者計画	第3期障がい者計画（令和3～8年度）				
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画				
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）				

第5節 計画の位置づけ

(1) 関連する福祉計画等との連携

本計画は、上板町総合計画を上位計画とし、既存の福祉分野等の関連計画との整合性を保ちながら、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すものとして位置づけます。



（２）法的根拠

①地域福祉計画

地域福祉計画は、「社会福祉法」第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉計画の策定については、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

また、地域福祉計画は、盛り込むべき必須事項が定められていますが、この法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が新たに追加されています。

②成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

市町村の講ずる措置

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施期間の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関をおくよう努めるものとする。

③地方再犯防止推進計画

再犯防止計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく計画であり、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画です。

再犯防止推進法（抜粋）

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

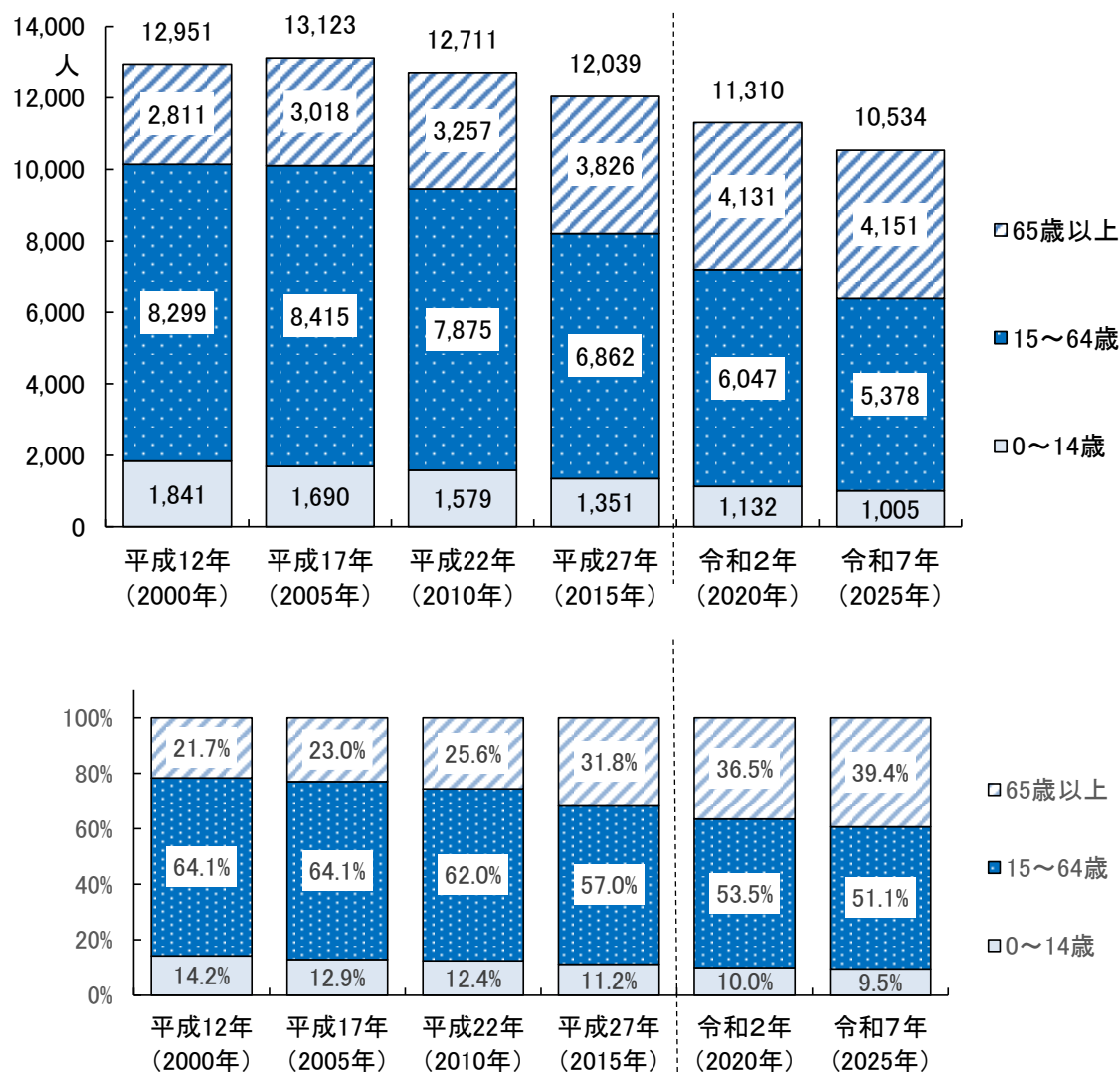
第2章 上板町の現状

第1節 人口の動向

本町の人口は減少傾向で推移しており、このままの傾向で推移すると、令和7年（2025年）には11,000人前後になり、高齢化率は約37%になると推計されます。

また、少子化傾向から、0～14歳の年少人口は一貫して減少し、令和7年には1,000人前後になると推計されます。地域の子どもの数が減ることにより、子どもや保護者が、同年代の子どもや子育て世代と交流する機会が減ることにより、社会性を身につけるためのコミュニケーションの不足や、子育て不安を招くおそれが想定されるため、地域ぐるみの子育てを一層推進していく必要があります。

人口の推移と推計



資料：平成27年までは国勢調査実績値。令和2年以降は住民基本台帳人口の直近の動向に基づく推計値。

第2節 要介護認定者・障がい者の状況

介護保険制度では、要介護状態にある高齢者に要介護認定を行い、介護サービスを提供します。

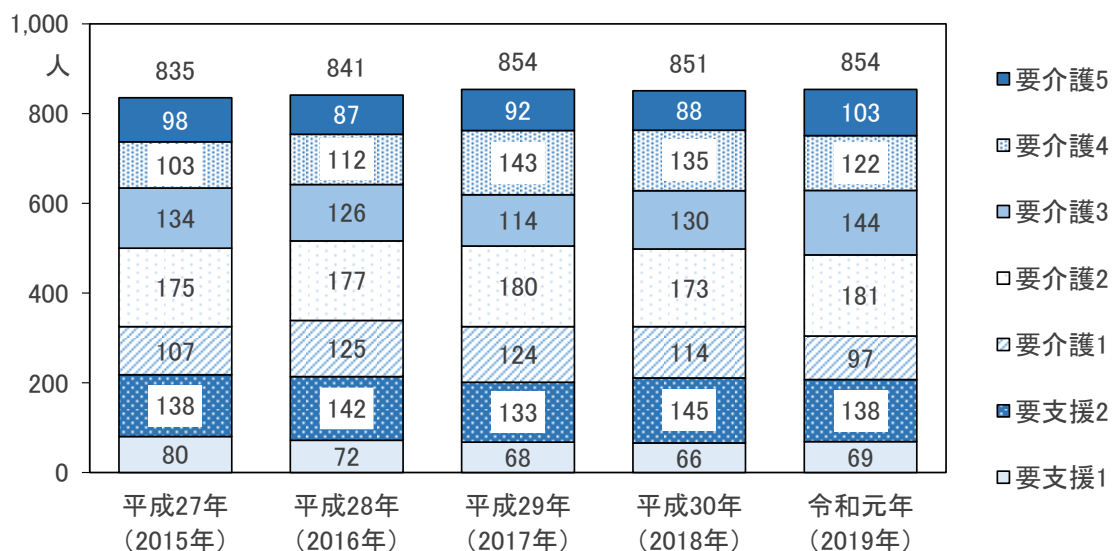
本町の令和元年度末の要介護認定者は854人で、高齢者全体の約2割を占めています。

また、障がい者福祉制度では、各種支援を行うために、手帳交付制度があります。

令和元年度末の身体障がい者手帳所持者数は614人、療育手帳所持者数は143人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は94人となっており、いずれも増加傾向で推移しています。

このように、住民の相当数が要介護高齢者や障がい者であるため、そのニーズに応える介護保険サービスや障がい福祉サービスの量的充足は、引き続き本町の政策課題といえます。

要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月末現在）

障がい者手帳所持者数の推移（各年度末現在）

〔身体障がい者福祉手帳〕

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
等級別	1 級	208	211	217
	2 級	85	83	81
	3 級	81	77	81
	4 級	162	155	159
	5 級	44	38	35
	6 級	39	44	41
種類別	視覚障がい	22	20	22
	聴覚・平衡機能障がい	89	96	91
	音声・言語・そしゃく機能障がい	14	13	13
	肢体不自由	320	308	307
	内部障がい	174	171	181
合計		619	608	614

〔療育手帳〕

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
等級別	A 1	27	29	31
	A 2	20	23	24
	B 1	22	29	31
	B 2	40	51	57
合計		109	132	143

〔精神障がい者保健福祉手帳〕

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
等級別	1 級	22	21	16
	2 級	38	37	40
	3 級	27	32	38
合計		87	90	94

資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

第3節 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯は、子育てや家事と就労の両立への心身の負担が大きいため、地域で可能な支援を行っていくことが望まれます。

平成27年国勢調査によると、本町の20歳未満の子どもがいる母子世帯は59世帯、父子世帯は12世帯で、それぞれ20歳未満の子どもがいる全世帯の5.5%、1.1%を占めます。この全世帯に占める構成比は、徳島県平均や全国平均とおおむね同程度となっています。

また、一番下の子どもの年齢ごとに母子世帯数、父子世帯数をみると、例えば、一番下の子どもの年齢が0～5歳の子どもがいる世帯341世帯のうち、母子世帯は9世帯、父子世帯は1世帯あり、これらの世帯では、子育ての負担が一層大きいものと推察されます。

母子世帯・父子世帯の数と構成比（平成27年国勢調査）

	一番下の子どもの年齢				
	0～5歳	0～11歳	0～14歳	0～17歳	0～19歳
母子世帯	9	28	45	53	59
父子世帯	1	5	10	11	12
世帯数合計	341	651	832	988	1,067
母子世帯の割合	2.6%	4.3%	5.4%	5.4%	5.5%
父子世帯の割合	0.3%	0.8%	1.2%	1.1%	1.1%

〔参考〕構成比の県合計値・全国合計値

		一番下の子どもの年齢				
		0～5歳	0～11歳	0～14歳	0～17歳	0～19歳
県合計	母子世帯	3.2%	5.2%	6.0%	6.6%	6.6%
	父子世帯	0.2%	0.4%	0.6%	0.8%	0.8%
全国合計	母子世帯	2.9%	7.4%	9.0%	8.6%	5.1%
	父子世帯	0.1%	0.7%	1.1%	1.3%	0.9%

第4節 在留外国人の状況

令和元年末の本町の在留外国人数は131人で、徳島県全体の6,592人の約2%となっています。国籍別では、ベトナムが56人、中国が48人、フィリピンが10人などとなっています。

外国人は、言葉や慣習などが異なることから、生活課題を抱えやすいため、多文化共生の理念に基づき、ともに支えあうまちづくりを進めていく必要があります。

上板町の在留外国人数の推移

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
中国	45	44	42	51	48
韓国	1	2	2	2	1
ベトナム	29	41	36	48	56
フィリピン	7	7	9	8	10
ネパール	2	9	2	－	－
米国	1	1	1	1	1
台湾	－	－	－	1	1
その他	4	12	18	11	14
合計	89	116	110	122	131

資料：法務省「在留外国人統計」（各年12月末）



第3章 住民の意識・ニーズ

本計画を策定するための基礎資料とするため、上板町の住民1,000人を対象に令和2年8～9月に郵送法でアンケート調査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

アンケート調査の配布・回収の状況

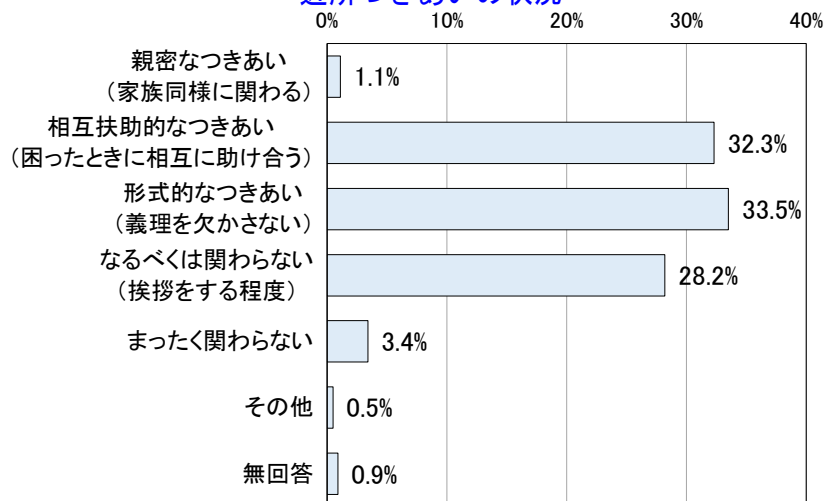
配布数	回収数	回収率
1,000票	436票	43.6%

第1節 近所づきあいに関する意識

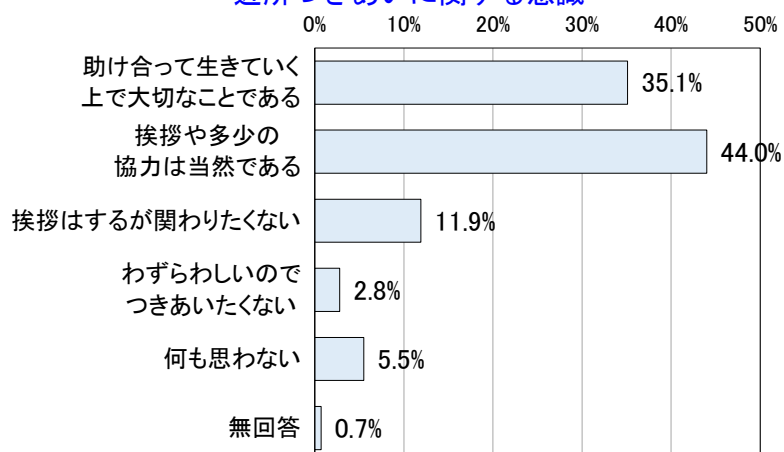
近所づきあいの状況については、「親密なつきあい（家族同様に関わる）」は1%と少なく、「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助け合う）」も32%にとどまっており、「形式的なつきあい（義理を欠かさない）」は34%、「なるべくは関わらない（挨拶をする程度）」は28%で、つきあいが少ない人が多くみられます。

一方、近所づきあいに関する意識についてみると、「助け合って生きていく上で大切なことである」が35%、「挨拶や多少の協力は当然である」は44%で、その重要性を感じている人が多くなっています。

近所づきあいの状況

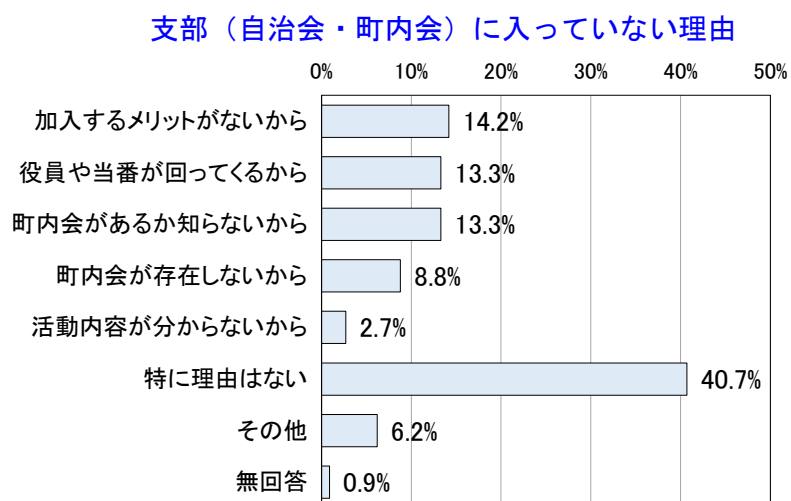
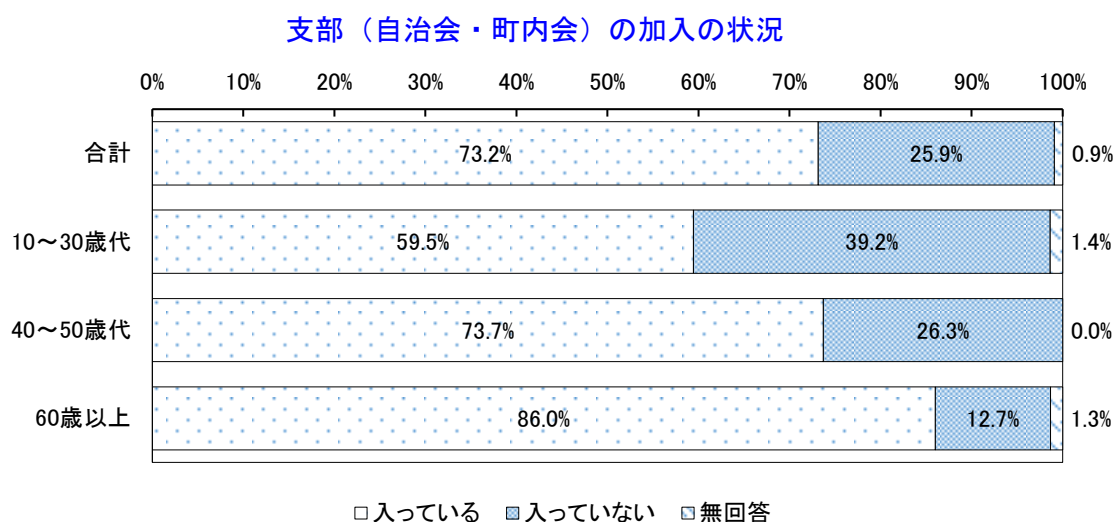


近所づきあいに関する意識



第2節 支部（自治会・町内会）の加入の状況

支部（自治会・町内会）に回答者や家族が「入っている」という回答は、10～30歳代で60%、40～50歳代で74%、60歳以上で86%、全体では73%となっています。また、入っていない回答者にその理由をたずねたところ、「特に理由はない」が最も多く、「加入するメリットがないから」、「役員や当番が回ってくるから」、「町内会があるか知らないから」などが続いています。支部（自治会・町内会）の重要性を啓発し、加入率を上げていくことが求められます。



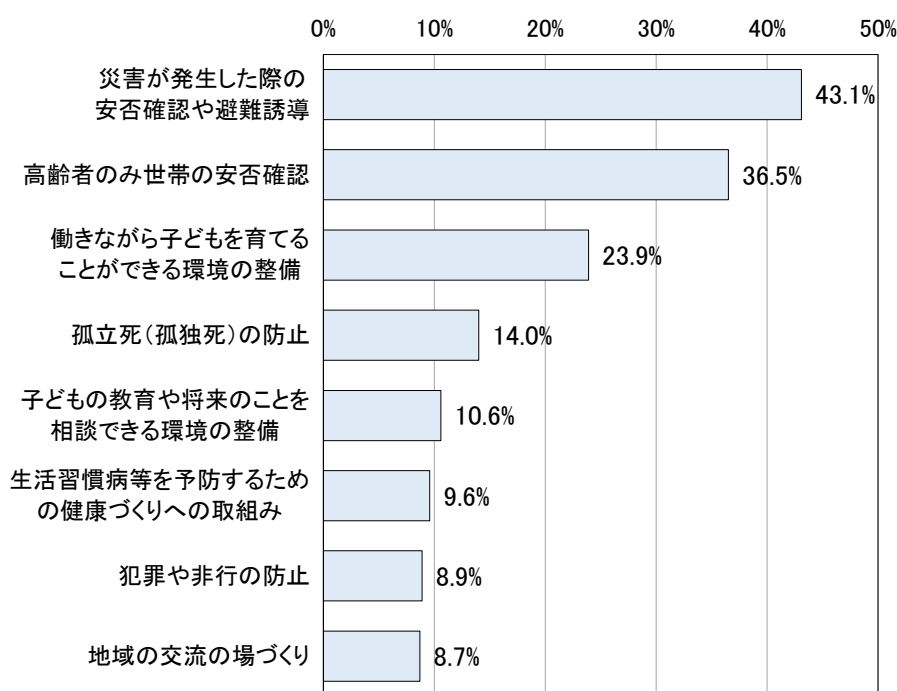
第3節 地域の生活課題

「地域の中で優先的に解決しなければならない困りごと」をたずねたところ、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が43%で最も多く、次いで「高齢者のみ世帯の安否確認」が37%、「働きながら子どもを育てることができる環境の整備」が24%、「孤立死（孤独死）の防止」が14%などとなっています。

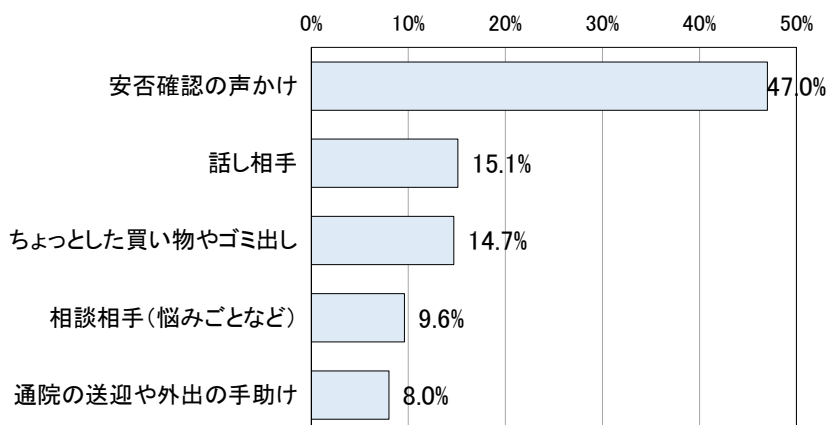
こうした生活課題の改善・解決に向けて、地域の支えあい力を強化していくことが求められます。

また、「自分自身が日常生活が不自由になった場合、近所の人に手助けしてほしいと思うこと」をたずねたところ、「安否確認の声かけ」（47%）、「話し相手」（15%）、「ちょっとした買い物やゴミ出し」（15%）など、多くの項目で「手助けしてほしい」という回答が上がっており、「近所の人に手助け」に関するニーズがあることがわかります。

地域の生活課題（16項目中上位8位）



日常生活が不自由になった場合、近所の人に手助けしてほしいこと（9項目中上位5位）

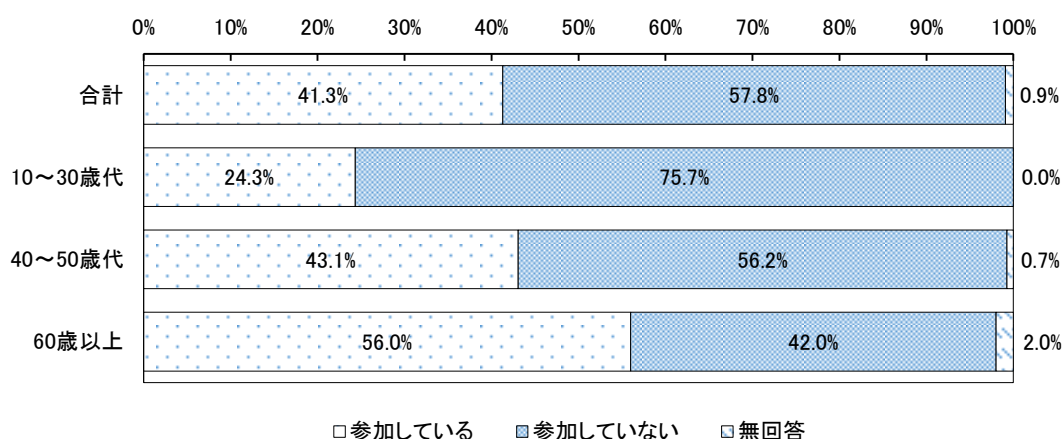


第4節 ボランティア活動の参加状況

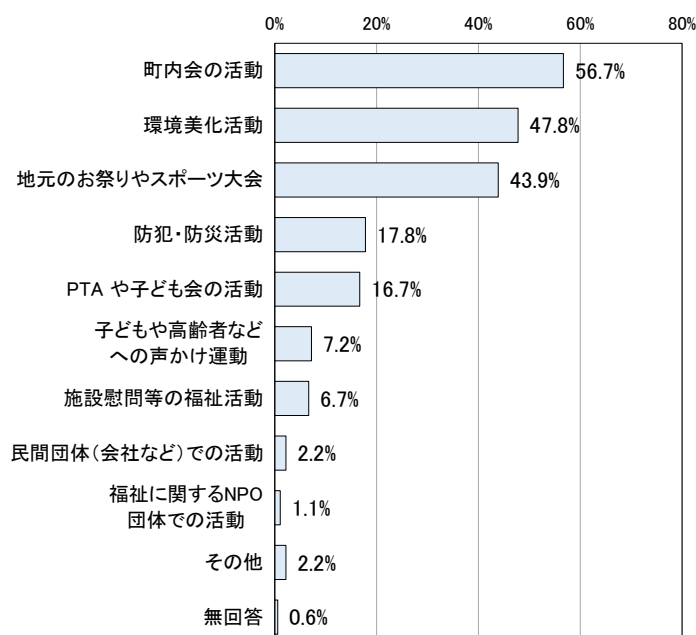
ボランティア活動の参加状況については、「参加している」は10～30歳代で24%、40～50歳代で43%、60歳以上で56%、全体では41%となっており、若い層の参加を促進することが求められます。

また、「参加しているボランティア活動の内容」は、「町内会の活動」が57%で最も多く、「環境美化活動」が48%で続いており、「施設慰問等の福祉活動」、「福祉に関するNPO団体での活動」など、福祉を主目的とするボランティア活動への参加は1割未満と少ない状況です。

ボランティア活動の参加状況



参加しているボランティア活動の内容

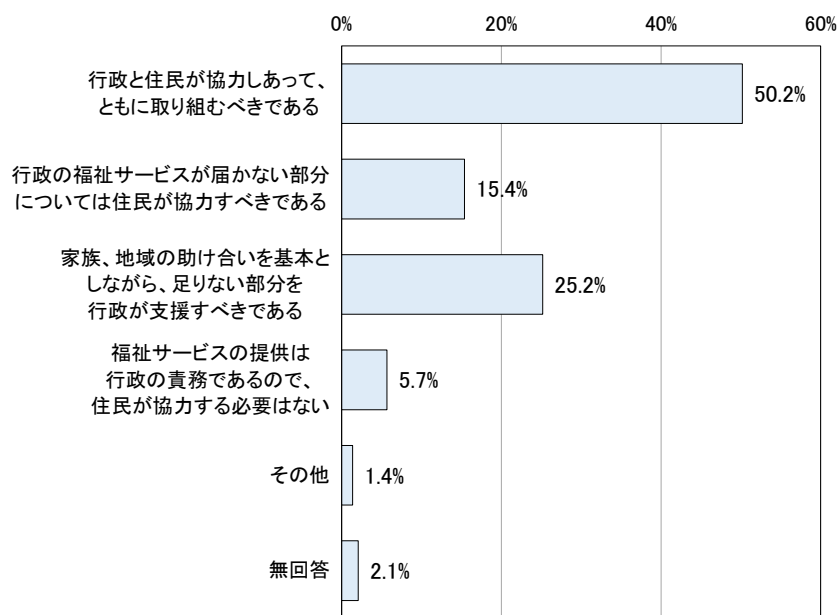


第5節 住民と行政の役割分担に関する意識

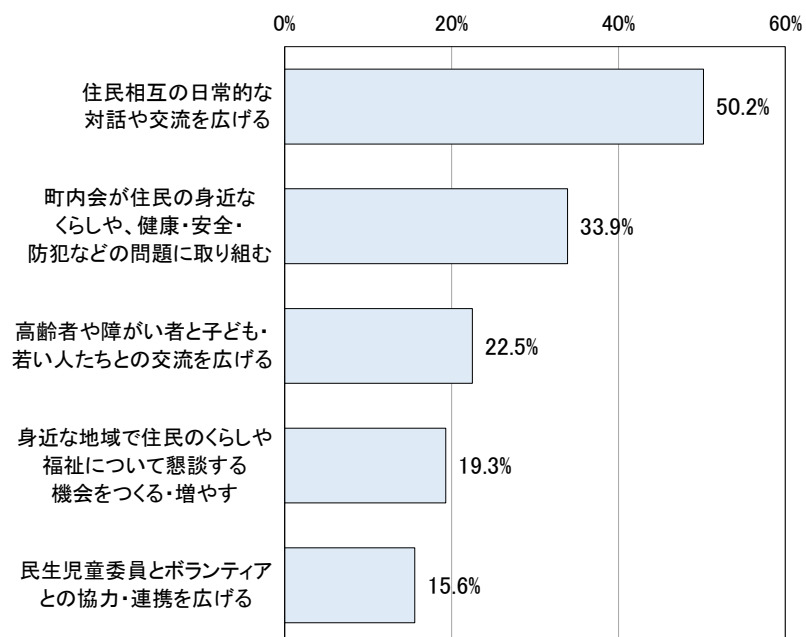
「福祉サービスを充実させていく上で、行政と住民の関係はどうあるべきか」についてたずねたところ、「行政と住民が協力しあって、ともに取り組むべきである」という回答が約半数と多く、住民だけ、行政だけでなく、役割分担のもとともに進めることを住民は求めていることがわかります。

また、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民が取り組むべきこと」については、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」や「町内会が住民の身近なくらしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」が多くなっており、住民自身がこれまで以上に、対話や交流を進め、生活課題に取り組んでいくことが重要と認識されています。

福祉分野での住民と行政の役割分担に関する意識



住民が取り組むべきこと



第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

地域福祉計画の根拠である社会福祉法では、当計画に基づき、市町村が、高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、その他の福祉を包括的に推進することを求めています。

本町では、令和8年度（2026年度）を目標年度とする上板町総合計画において、「まちに藍・ひとに愛・助け合いのまち 上板」を将来像に掲げ、「自分たちの町は自分たちで守り、育てる」という意識を持って、町民一人ひとりが自立しながら支えあい・助け合いにより、福祉や自主防災など様々な分野で地域コミュニティを大切にするまちをめざしています。

また、高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、基本理念「笑顔あふれるまちづくり」を、障がい者計画で基本理念「障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生きるまち」を、子ども・子育て支援事業計画で基本理念「ともにささえあい、安心して子育てができるまち」を掲げてそれぞれ施策を推進しているところであり、これらを包括する理念に基づく地域福祉の推進が求められます。

上板町地域福祉計画では、これらのことを踏まえ、基本理念を「みんなの笑顔あふれる共生のまち・上板」と定めます。

地域住民、学校や事業所など各機関、行政が物理的にも心理的にも密接につながり、互いに笑顔でそれぞれの役割を果たしながら地域において支えあい活動を行い、災害、犯罪など、万が一の事態に周到に備えるまちをめざしていきます。

みんなの笑顔あふれる共生のまち・上板



第2節 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

1 福祉サービスの安定的な提供

高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援など、各福祉サービスを、きめ細かな相談支援・ケアマネジメントのもと、各事業所の協力を得ながら、安定的に提供し、複雑化する住民の福祉ニーズに対応していきます。

2 支えあいによる生活課題の解決

災害に対する不安、自家用車で自由に移動できない人の生活困難、権利侵害の防止など、住民の日常生活の課題を行政サービスですべて解決することは困難であり、住民同士が互いに支えあうことで、その軽減・解消につなげ、住みよい地域を維持していきます。

3 地域を支える人材の育成としくみづくり

住民一人ひとりが、自分自身ができる地域活動を積極的に行えるよう、意識啓発、人材育成を進め、性別や年代、分野を越えて、誰もが、「我が事」として地域づくりに参加する「地域共生社会」のしくみづくりを進めます。



第3節 施策の体系

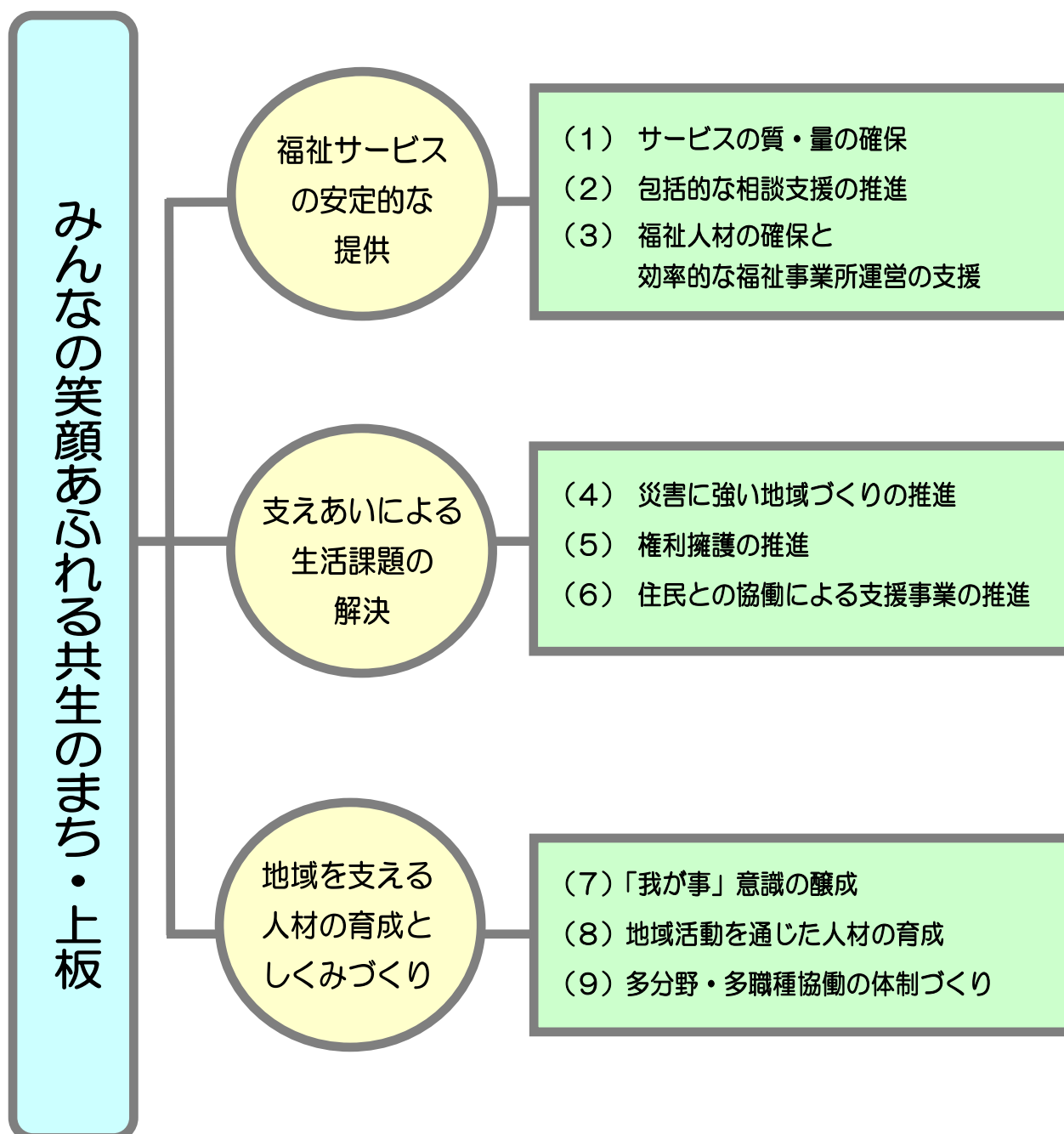
基本目標をめざし、以下の体系で施策を推進します。

施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策》



第4節 分野別施策の推進

分野別施策は以下のとおりです。なお、施策ごとに、「自助」「相互扶助」「共助」「公助」として、住民、地域、社会福祉協議会、行政の役割も記載します。

基本目標1 福祉サービスの安定的な提供

(1) サービスの質・量の確保

介護保険サービス、障がい福祉サービスなど、福祉サービスについて、それぞれの分野別計画に基づき、充実を図るとともに、全国統一のサービスメニューだけでは対応できない制度のはざまへの対応や、複合化・複雑化した福祉課題の解決を図るため、ニーズに応じた柔軟な制度・サービスの構築に努めます。

①高齢者介護・福祉サービスの充実

高齢者が要介護状態や認知症等になっても、安心していきいきと地域で暮らしていけるよう、介護保険制度に基づく介護サービス等の充実を図ります。とりわけ、地域包括ケアシステムの強化に向け、在宅医療・介護連携と認知症施策の推進に努めます。

(詳細は、上板町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に登載)

[住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担]

自助	自分たちで できること	◆要介護状態にならないよう、日頃から健康に注意し、 介護予防に努めましょう。 ◆介護保険制度等について学び、困ったことがあったら、 早期に相談しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆地域で介護予防や生きがいづくり、閉じこもり防止等の 活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。 ◆高齢者の困りごとを地域で話し合い、地域で解決する 方策を検討していきましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆一人ひとりのニーズにあったサービスを提供できる ように努めます。 ◆介護保険制度の周知に努めます。
公助	町が行うこと	◆介護サービス等の充実(在宅医療・介護連携と認知症 施策の推進等)を図ります。 ◆介護保険制度の安定運営に努めます。

②障がい福祉サービスの充実

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などがあっても安心していきいきと地域で暮らしていけるよう、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの充実を図ります。

(詳細は、上板町障がい福祉計画等に登載)

[住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担]

自助	自分たちで できること	◆日頃から健康づくりや心身のリハビリテーションに努めましょう。 ◆障害者総合支援制度等について学び、困ったことがあったら、早期に相談しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆地域で障がい者を支える活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。 ◆障がい者の困りごとを地域で話し合い、地域で解決する方策を検討していきましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆障がい者・児の多様な福祉ニーズに対応できるよう、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスを展開します。 ◆緊急連絡カードの充実を図ります。
公助	町が行うこと	◆障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス等の充実を図ります。 ◆障害者総合支援制度の安定運営に努めます。

③子ども・子育て支援サービスの充実

子どもたちが元気に育ち、保護者が子育て不安に悩むことなく、安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援サービス等の充実を図ります。

(詳細は、上板町子ども・子育て支援事業計画に登載)

[住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担]

自助	自分たちで できること	◆乳幼児健診など、公的な事業を利用し、親と子の心身の健康づくりに努めましょう。 ◆子ども・子育て支援制度等について学び、困ったことがあったら、早期に相談しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆地域で子育て家庭を支える活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。 ◆子育て家庭の困りごとを地域で話し合い、地域で解決する方策を検討していきましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆子ども・子育て支援サービスを展開していくことを検討していきます。 ◆児童通学の見守り等の充実を図ります。
公助	町が行うこと	◆子ども・子育て支援サービス等の充実を図ります。 ◆子ども・子育て支援制度の安定運営に努めます。 ◆子ども・子育て支援事業事務手続きの簡素化に取り組みます。

④保健・健康づくり事業の充実

住民が自分の健康状態や健康づくりに関心を持ち、バランスよい食生活、適度な運動などを行って、健康増進に一層努める地域社会をめざして、保健・健康づくり事業の充実を図ります。

（詳細は、健康かみいた 21 に登載）

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆ バランスよい食生活、適度な運動、休養を心がけ、心身の健康づくりに努めましょう。 ◆ 健診を積極的に受診して、自分自身の健康状態を把握し、生活習慣病の重症化予防に努めましょう。 ◆ 健康に不安があったら、専門職に早期に相談しましょう。
相互扶助 ・ 共助	地域で できること	◆ 地域で健康づくり活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆ 保健・健康づくりに関する福祉サービスの推進を図ります。 ◆ 健康維持増進づくり教室の充実を図ります。
公助	町が行うこと	◆ 健康増進事業等の充実を図ります。 ◆ 国民健康保険制度の安定運営に努めます。

⑤「共生型サービス」の実施促進

福祉サービスについては、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険、障がい福祉、子ども・子育て支援といった制度の垣根をなくし、高齢者や障がい児・者等がともに利用できる「共生型サービス化」の促進を図ります。

「共生型サービス化」の例

- ①生活介護を利用する障がい者が65歳以上になっても、使い慣れたサービスの利用を継続できるよう、生活介護事業所が介護保険の介護事業所となる
- ②身近な場所で短期入所が受けられるよう、介護保険の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での65歳未満の障がい者の受け入れを行う

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

共助	社会福祉協議 会が行うこと	◆ 誰もが平等に福祉サービスが受けられるよう推進します。
公助	町が行うこと	◆ 「共生型サービス化」に取り組みます。

⑥「サービスの総合化」の取り組みの推進

高齢者介護や障がい福祉等の福祉サービスが大きく発展する一方、制度のはざまでサービスが受けられない人や、複合化・複雑化した福祉課題に悩む人が少なくないことから、制度や実施主体の垣根にとらわれない「サービスの総合化」に向け、研究を進めていきます。

「サービスの総合化」の例

- ①介護保険や障害者総合支援法等で規定された基準や支給限度を超えるニーズに対し、他の制度の利用や、新たな制度化、私的契約による混合利用などで柔軟に対応していく
- ②公的サービスの実施場所で、空き時間を利用し、別の活動を行い、スペースの有効利用を図る

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

共助	社会福祉協議会が行うこと	◆サービスの「総合化」について、研究を進めていきます。 ◆混合利用などの総合化を推進します。
公助	町が行うこと	◆「サービスの総合化」に取り組めます。



(2) 包括的な相談支援の推進

高齢者介護や障がい福祉などの分野では、専門の相談員が、複数のサービスの中から最適なサービスを組み合わせ、サービスの提供側が連携してその人の支援計画をプランニングしていく「ケアマネジメント」が制度化されています。

こうした分野ごとの相談支援を推進するとともに、複合的な生活課題に対しても、多機関・多職種による包括的な相談支援を展開していきます。

①高齢者への相談支援の充実

町健康推進課（令和3年3月まで福祉保健課）と上板町社会福祉協議会による地域包括支援センターを中心に、高齢者の介護福祉をはじめとする様々な相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆介護保険制度等について学び、困ったことがあったら、早期に相談しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆民生委員・児童委員など、地域の役職者が地域住民の困りごとを把握し、公的機関につないでいきましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆地域包括支援センターとして、高齢者の介護・福祉をはじめとする様々な相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。 ◆各関係機関との連携や情報提供の充実を図ります。 ◆多職種で対応し、問題解決に取り組みます。
公助	町が行うこと	◆地域包括支援センターなど相談機関の充実に取り組みます。

②障がい者への相談支援の充実

町民生児童課（令和３年３月まで福祉保健課）は、障がい福祉サービスの利用に必要な障がい支援区分の認定や、障がい年金・各種手当等の支給等を行う機関として、障がい者の福祉に関する相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。また、民間の障がい者相談支援事業所の適切な相談支援を働き掛けていきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆障害者総合支援制度等について学び、困ったことがあったら、早期に相談しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆民生委員・児童委員など、地域の役職者が地域住民の困りごとを把握し、公的機関につなぎましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆地域福祉活動の中で、障がい福祉、障がい児福祉に関するニーズの把握に努め、必要に応じて、町や障がい者相談支援事業所による相談支援につなげていきます。 ◆相談しやすい環境づくりと相談支援の拡充に努めます。
公助	町が行うこと	◆相談支援事業所など相談機関の充実に取り組みます。

③子ども・子育てに関する相談支援の充実

令和３年３月に開設した上板町子育て世代包括支援センター「藍っこ」を中心に、上板町子育て支援センター、保育所・幼稚園、主任児童委員、上板町子ども・若者相談支援センター『あい』等が連携し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない包括的な相談支援を推進し、適切なサービス・支援につなげていきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆子ども・子育て支援制度等について学び、困ったことがあったら、早期に相談しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆民生委員・児童委員など、地域の役職者が地域住民の困りごとを把握し、公的機関につなぎましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆地域福祉活動の中で、子ども・子育てに関するニーズの把握に努め、必要に応じて、町や関係機関による相談支援につなげていきます。 ◆各関係機関との連携や情報提供の充実を図ります。
公助	町が行うこと	◆上板町子育て世代包括支援センターなど相談機関の充実に取り組みます。

④生活困窮者自立支援の充実

生活困窮者に対し、上板町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、徳島県東部保健福祉局（福祉事務所）、ハローワークなどと連携し、自立支援プランを立て、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等を計画的に行う生活困窮者自立支援事業を推進します。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆地域で生活のしづらさを抱えている方がいないか気 にかけ、必要に応じて相談機関や民生委員・児童委員 を紹介しましょう。 ◆生活困窮者自立制度等について学び、困ったことがあ ったら、早期に相談しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆民生委員・児童委員など、地域の役職者が地域住民の 困りごとを把握し、公的機関につなぎましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆社会的孤立、借金問題、就労問題、住宅問題など、生 活のしづらさを抱えたまま日々の生活を送っている 生活困窮者へのきめ細かな相談や生活福祉資金の貸 付などを進めます。 ◆町、上板町社会福祉協議会、徳島県東部保健福祉局（福 祉事務所）などが連携した相談援助の充実に取り組み ます。
公助	町が行うこと	◆町、上板町社会福祉協議会、徳島県東部保健福祉局（福 祉事務所）などが連携した相談支援の充実に取り組み ます。

⑤相談支援の「包括化」の推進

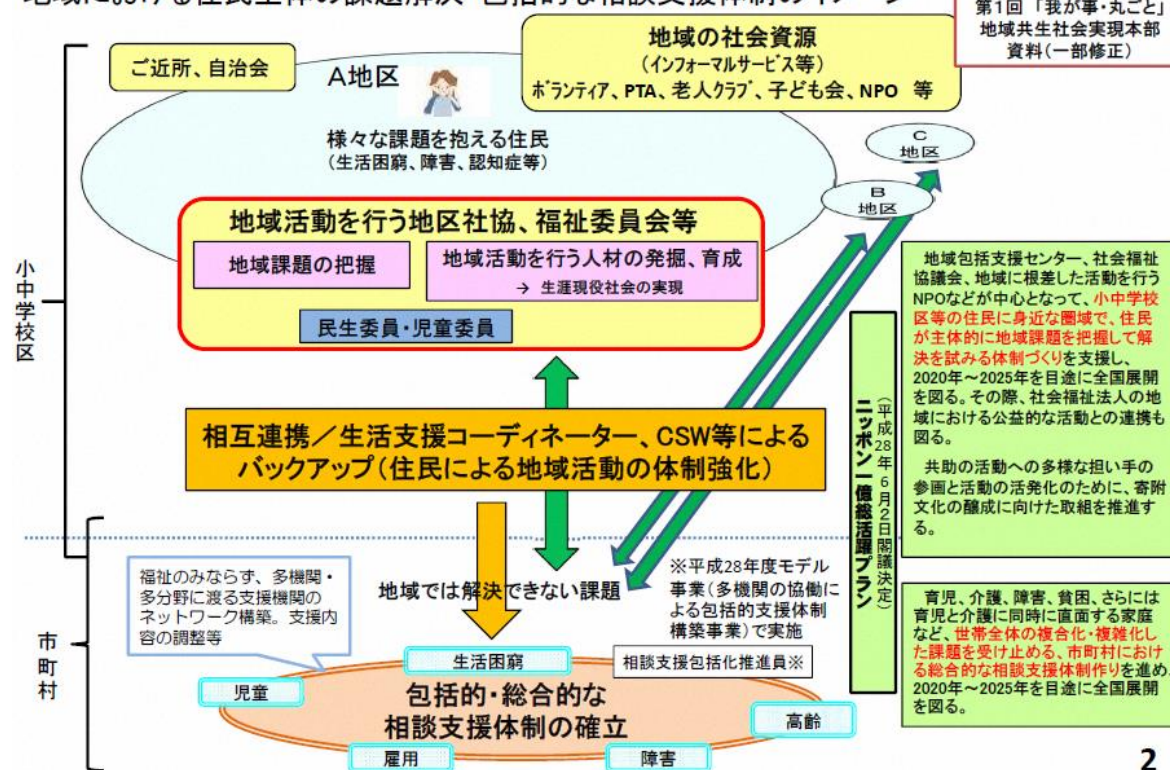
相談者本人のみならず、介護、障がい、育児、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズをとらえ、本質的な課題に対し、部局を越えた調整などを通じて、必要な支援をコーディネートする相談支援の「包括化」を推進します。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

相互扶助・共助	地域でできること	◆民生委員・児童委員は、各世帯の複合的・複雑化したニーズの把握に努め、公的相談支援機関につなぎましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆「伴走型支援」と「地域住民の気にかける関係性」づくりに努めます。 ◆町、上板町社会福祉協議会による相談支援の「包括化」を推進します。 ◆各分野や関係機関との連携を図り、適切な支援が行えるよう努めます。
公助	町が行うこと	◆町、上板町社会福祉協議会による相談支援の「包括化」を推進します。 ◆各分野や関係機関との連携を図り、適切な支援が行えるよう努めます。

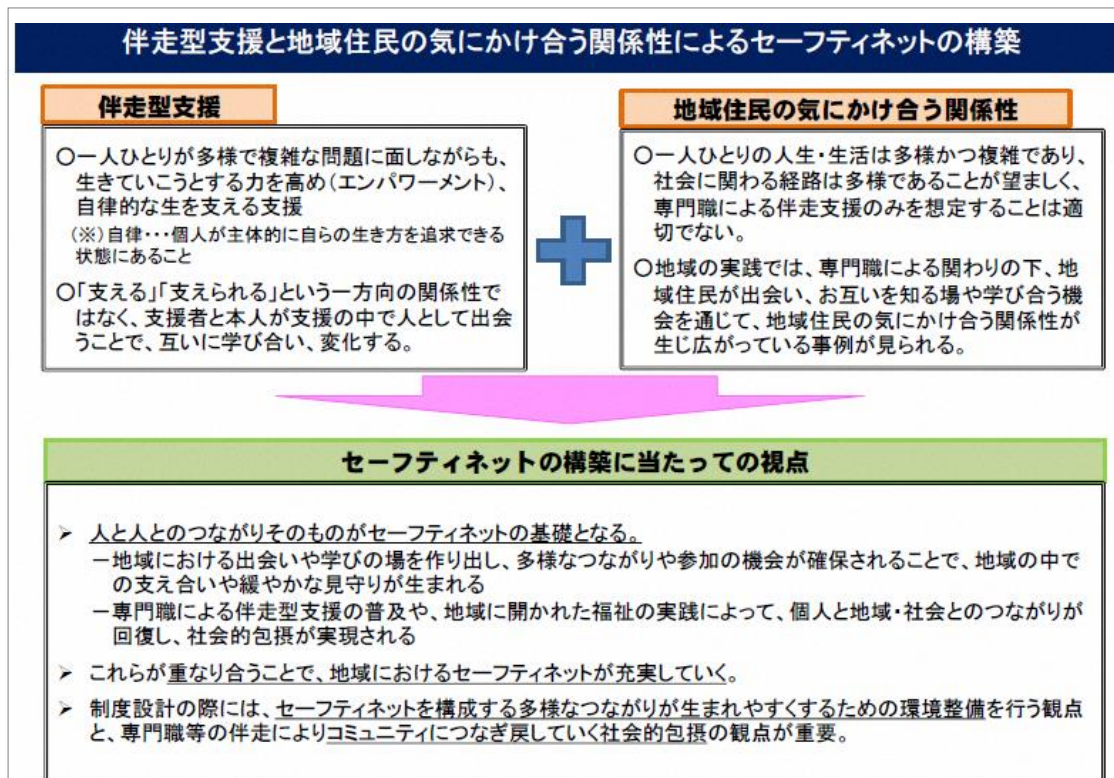
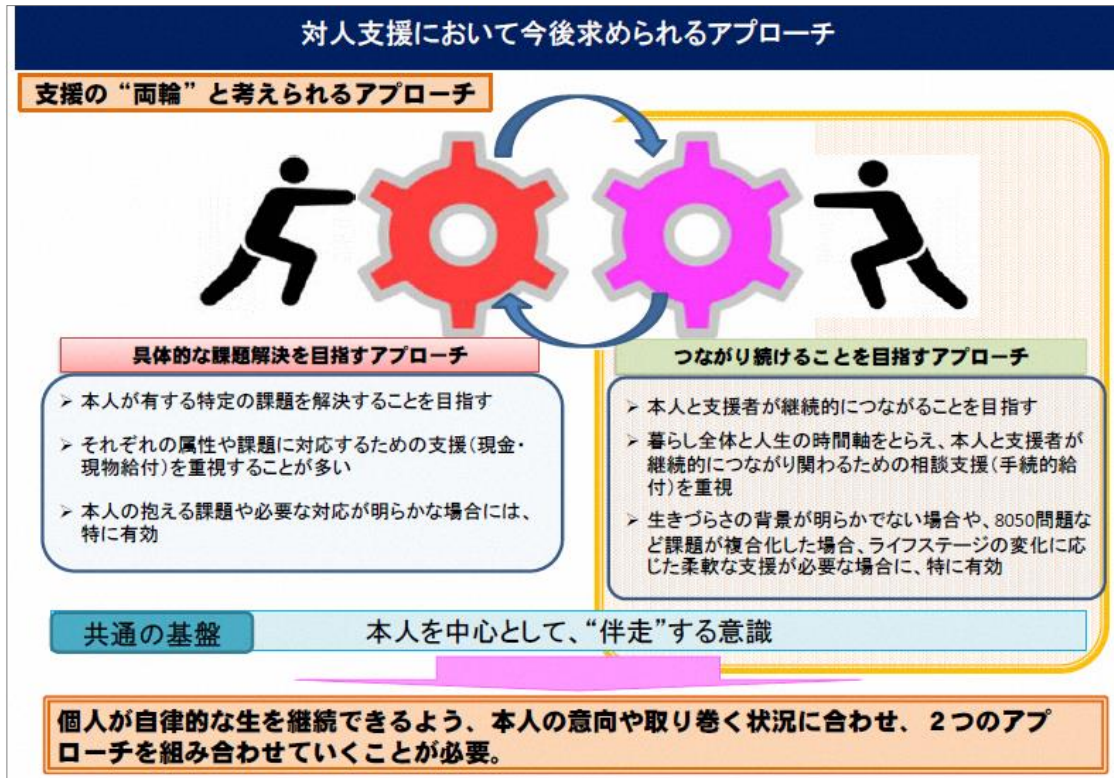
相談支援の「包括化」のイメージ

地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ



資料：厚生労働省「第2回地域力強化検討会」資料（平成28年）

「伴走型支援」と「地域住民の気かけ合う関係性」のイメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（令和元年12月）

（３）福祉人材の確保と効率的な福祉事業所運営の支援

わが国では、介護・福祉人材の不足が顕在化し、就業者が親の介護を機に離職する「介護離職」も社会問題となっています。また、福祉サービス事業所では、労働生産性の向上も課題となっています。

これらの施策の主要な実施主体は国や県ですが、町も可能な施策を検討し、推進していきます。

①福祉人材の確保に向けた取り組みの推進

福祉人材の確保について、国や県、徳島県福祉人材センターアイネットなど関係機関と連携しながら、資格取得の支援や処遇改善、離職防止等に向けた取り組みを推進します。

また、町や社会福祉協議会、町立保育所・幼稚園などにおいて、福祉に携わる学生・研修生等の研修・実習を要請に応じて受け入れ、将来にわたる福祉人材の確保につなげていきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆介護・福祉の職について関心を持ち、就職先の１つとして検討しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆ボランティアとして、介護・福祉事業所の活動メニューに参加・協力しましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆介護・福祉サービス事業所として、職員の人材育成を図ります。 ◆社会福祉士や介護福祉士等の資格取得に必要な現場実習を中心に、要請に応じて学生・研修生等の受け入れを進めます。 ◆各関係機関との連携に努めます。
公助	町が行うこと	◆介護・福祉事業所の人材育成の促進に努めます。

②介護・福祉サービス事業所の労働生産性の向上

介護・福祉サービス事業所における人材の有効活用を図るため、県など関係機関と連携し、指定、指導監査などに関する事務負担の軽減を促進するとともに、外国人材の受け入れの促進やA I、ロボットの活用も視野に入れ、労働生産性の向上を図っていきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

共助	社会福祉協議会が行うこと	◆地域の社会福祉法人や介護・福祉事業所が連携して地域貢献の取り組みを進めていきます。 ◆多能工育成による生産性向上の充実を図ります。
公助	町が行うこと	◆介護・福祉事業所の労働生産性の向上を促進します。

③事業所間のネットワークづくりの推進

地域内外の連絡会等を通じて、地域にある介護・福祉サービス事業所が互いに連携・協力できる関係づくりを進め、地域の介護・福祉サービス全体の質の向上につなげていきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

共助	社会福祉協議会が行うこと	◆地域の社会福祉法人や介護・福祉事業所が連携して地域貢献の取り組みを進めていきます。 ◆福祉団体との協働の推進に努めます。
公助	町が行うこと	◆社会福祉協議会・包括支援センターとの連携・協力体制づくりを促進します。



基本目標 2 支えあいによる生活課題の解決

(4) 災害に強い地域づくりの推進

誰もが安全に安心して地域で暮らせるよう、地域ぐるみの防災活動を進めます。

特に、高齢者や障がい者など、災害時等に配慮が必要な住民に対し、近隣住民による日頃からの見守りネットワークづくりを進めます。

①自主防災力の強化

南海トラフ巨大地震等の大規模災害の際に、地域住民が協力して適切な自主防災活動が行えるよう、自主防災組織の育成、防災訓練の充実、避難所運営体制の強化などに努めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちでできること	◆非常持ち出し袋の用意など、家庭での防災対策を進めましょう。 ◆地域の防災・防犯活動に積極的に参加しましょう。 ◆災害時に速やかに安否確認、声かけができるように日頃から隣近所で交流を深めましょう。
相互扶助・共助	地域でできること	◆地域住民が協力して、自主防災活動を進めましょう。 ◆高齢者や障がい者など避難の際に手助けが必要な方の把握に努めましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆災害時要配慮者利用施設として、日頃から研修・訓練等に努めます。 ◆災害時は、上板町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの機能を担うこととなることから、その円滑な支援体制づくりに努めます。
公助	町が行うこと	◆地域防災計画や各施設の避難計画等に基づく防災対策を推進します。 ◆住民、団体、企業との連携及び協力体制の構築を進めます。

②避難行動要支援者への支援ネットワークづくりの推進

ご本人の承諾のもと、事前登録を通じて、避難行動要支援者の状況を消防機関、警察、民生委員・児童委員、上板町社会福祉協議会、自主防災組織、地域支援者、その他の避難支援等の実施に携わる者等が日頃から把握し、災害時に必要な支援が行えるネットワークづくりを進めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちでできること	◆近隣の人と挨拶や、声をかけ合う関係をつくりましょう。 ◆避難行動要支援者へ可能な限り支援の協力をしましょう。
相互扶助・共助	地域でできること	◆地域住民が協力して、支援が必要な人の見守り体制づくりを進めましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆緊急連絡カードの推進及び要支援者の把握に努めます。 ◆避難時に支援が必要な方の把握に努めます。 ◆災害時における高齢者の安否確認及びボランティア機能の役割を遂行します。
公助	町が行うこと	◆避難行動要支援者台帳を作成し、支援体制を整備します。 ◆避難行動要支援者への個別計画策定の支援に努めます。



(5) 権利擁護の推進

虐待や暴力、差別などの人権侵害を早期に発見し、関係者・関係機関が連携しながら、適切な相談支援を行い、解決にあたる擁護体制の充実に努めます。

また、判断能力が不十分な状態であっても、地域で自立して暮らしていけるよう、民法上の成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図ります。

さらに、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」を推進します。

①人権啓発・人権教育の推進

人権尊重意識の高揚を図るため、保育所・幼稚園、学校、事業所、さらには行政機関などでの人権啓発・教育を継続的に推進するとともに、上板町人権教育推進協議会や人権擁護委員をはじめ、関係者・関係機関が連携しながら、適切な相談支援を行うなど、人権問題の早期解決に向けた施策の推進を図ります。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆虐待、暴力、言葉の暴力など人権侵害を一人で悩まず、家族や友人、公的機関に早期に相談しましょう。 ◆家庭で人権について話し合い、正しい認識を持てるよう教育をしていきましょう。 ◆権利擁護や男女共同参画、人権等について知識を深めましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆上板町人権教育推進協議会や人権擁護委員など、地域の役職者を中心に、人権に関する悩みの把握に努め、解決を図りましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆徳島地域人権啓発活動ネットワーク協議会の街頭啓発活動への協力や、各種人権教育研修などを通じて、人権啓発・人権教育を推進します。 ◆各関係機関との連携に努めます。
公助	町が行うこと	◆保育所・幼稚園、学校、事業所、行政機関等での人権啓発・教育事業の継続的な推進に努めます。

②虐待防止の推進

民生委員・児童委員や保育所・幼稚園、学校、福祉施設など、関係機関によるネットワークを強化し、高齢者、障がい者、子ども等への虐待や配偶者等暴力等の未然防止と、早期発見、早期対応に努めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆虐待、暴力、言葉の暴力など人権侵害を一人で悩まず、家族や友人、公的機関に早期に相談しましょう。 ◆虐待防止等の公的支援についての情報を把握しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆民生委員・児童委員など、地域の役職者を中心に、虐待等の可能性がある家庭の把握に努め、公的機関につなぎ、解決を図りましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆虐待防止ネットワークの構成員として、啓発活動や相談支援、関係者の研修と情報共有により、虐待の未然防止と、早期発見、早期対応に努めます。 ◆各関係機関との連携に努めます。
公助	町が行うこと	◆虐待防止ネットワークを中心とする啓発活動や相談支援、早期対応の推進に取り組みます。

③判断能力が不十分な方への支援の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、成年後見人制度をはじめ、様々な支援制度の活用を促進していきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆金銭管理や福祉サービス等の利用について不安を感じたら、公的機関に早期に相談しましょう。 ◆成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の公的支援についての情報を把握しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の公的支援について、地域で学習を進めましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆広報誌等による権利擁護に関する制度の情報提供の推進に努めます。 ◆日常生活自立支援事業を行います。
公助	町が行うこと	◆成年後見人制度、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用促進につなげます。

本町における成年後見制度の利用促進方策
(上板町成年後見制度利用促進計画)

施策項目	内容
1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備の方針	本町における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」として、上板町地域福祉計画における「多分野・多職種協働の協議体」をはじめ、介護保険制度の地域包括支援センター事業や地域ケア会議、障がい者総合支援制度の障がい者自立支援協議会などを通じて、権利擁護支援の必要な人の発見・支援に努め、必要に応じて専門支援機関につなげます。 町民生児童課を中心に、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、医療機関、専門支援機関等が連携し、早期の段階からの相談・対応に努め、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用を図ります。
2 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針	本町の住民が利用できる成年後見に関する専門支援機関としては、「社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会・とくしま権利擁護センター」や、司法書士会による「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート徳島支部」、行政書士会による「コスモス成年後見サポートセンター徳島県支部」、「一般社団法人徳島県社会福祉士会」などがあります。 これらの団体と連携しながら、権利擁護に関する相談支援を行っているところですが、4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を有する常設の地域連携ネットワーク中核機関の設置が求められるところであり、近隣市町との共同設置を協議・検討していきます。
3 「チーム」「協議会」の具体化の方針	成年後見制度は、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」のために、本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）といった体制の確立が求められており、例えば、「本人の置かれた生活状況等を踏まえた医師診断書作成」や「後見人による不正防止」など、テーマに沿った検討を関係機関で連携して進め、こうした組織の設置や強化につなげていきます。
4 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方	成年後見制度の利用に関する助成については、低所得者への支援として、町長申立制度を運用するほか、障がい者については、地域生活支援事業に「成年後見制度利用促進事業」「成年後見制度法人後見支援事業」があります。 これらの制度により、利用促進を図るほか、必要に応じて、新たな助成の制度化を検討していきます。

④再犯防止の推進

徳島県における刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は約5割で推移しています。罪を償って矯正施設を出所し、立ち直って社会に復帰しようとしたものの、社会経験の不足や高齢・障がい、貧困、周囲の理解不足等の理由により、住居や就労先を確保できなかったり、社会に受け入れられずに息苦しさを感じて、再び犯罪を犯してしまうことがないように、関係機関と連携しながら、円滑な社会復帰を促進していきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちでできること	◆「社会を明るくする運動」や保護司・更生保護女性会活動等の理解を深めましょう。
相互扶助 ・共助	地域でできること	◆「社会を明るくする運動」等を通じ、再犯防止に関する地域での活動に協力しましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆町や徳島県社会福祉協議会、徳島県地域生活定着支援センターなど関係機関と連携し、再犯防止の取り組みを進めます。
公助	町が行うこと	◆地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える社会の実現をめざします。

※「社会を明るくする運動」：すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。



本町における再犯防止推進方策
(上板町再犯防止推進計画)

施策項目	内容
1 国・県・民間団体等との連携強化のための取り組み	国・県、徳島県保護司会連合会や鳴門板野地区保護司会、徳島県更生保護女性連盟などの関係団体と連携した再犯防止推進のネットワークづくりを進めます。
2 就労・住居の確保のための取り組み	生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業や就労準備支援事業、就労訓練事業、住居確保給付金の支給などにより、刑務所出所者等を含む生活困窮者の自立に向けた支援を進めるほか、コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）等の関係機関との連携に努めます。
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取り組み	高齢受刑者や障がいのある受刑者の現状について理解を深め、徳島刑務所、徳島保護観察所、徳島県地域生活定着支援センター等と連携し、福祉サービスによる出口支援を進めます。
4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取り組み	徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）などと連携し、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会（青少年育成フォーラム）などを通じた青少年の健全育成・非行防止に係る啓発を進めます。 また、家庭の状況にかかわらず、子どもたちが安心して勉学に打ち込めるよう、修学支援を進めます。
5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取り組み	DV、ストーカー、性犯罪などの再犯防止には、加害者の内面に働き掛けを行い、被害者に対する執着心を取り除くことが有効とされており、警察や精神科医療機関、保護司会など関係機関と連携しながら、カウンセリングの受診勧奨など、加害予防のための取り組みを進めます。
6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取り組み	地域住民の協力を得ながら、「社会を明るくする運動」や「再犯防止推進月間」（毎年7月）の事業などを通じて、再犯防止についての広報・啓発を進めます。

（６）住民との協働による支援事業の推進

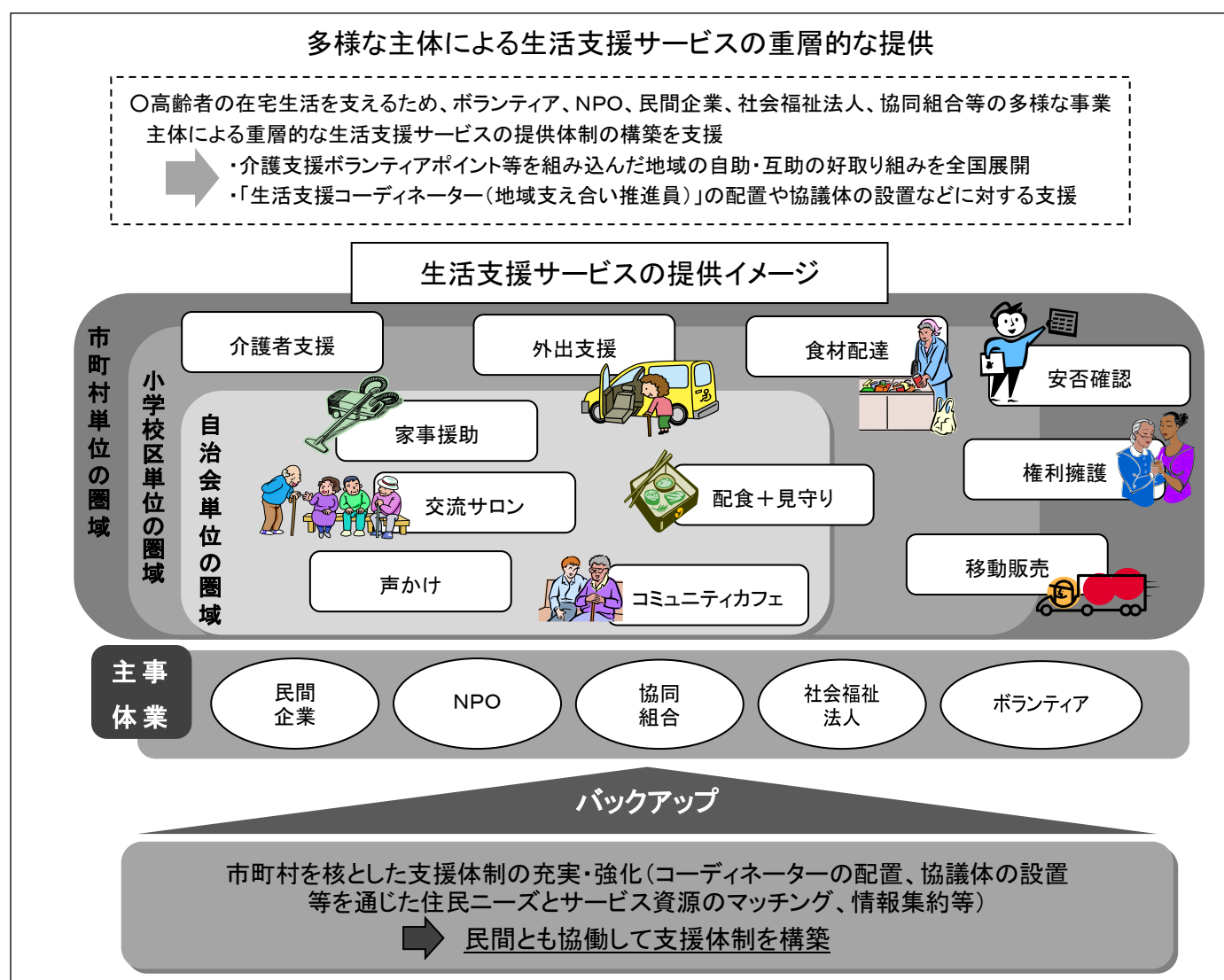
少子高齢化や障がい者の社会参加が進む中で、あらゆる福祉ニーズに公的サービスで応えていくことには限界があります。

「生活支援体制整備事業」に代表される住民との協働による支援事業を推進し、地域の生活課題の改善・解決を図るとともに、住民自身の自発的・主体的に解決していこうとする行動を通じて、活動者自身の心身の健康づくりや心の充足にもつなげていきます。

①生活支援体制整備事業の推進

高齢者の生活支援ニーズに地域住民がサービスの担い手となって対応していく生活支援体制整備事業を推進します。

〔参考〕国が描く生活支援体制構築事業の構築イメージ



〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆生活での困りごとを一人で悩まず、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの公的機関に早期に相談しましょう。 ◆声かけなど、地域の高齢者を支える活動を可能な限り行いましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆高齢者の困りごとを地域で話し合い、地域で解決する方策を検討していきましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆生活支援体制整備事業を通じて、生活支援に関するニーズ把握やサービス検討を行う協議体活動を展開し、事業化の実現につなげていきます。 ◆住民主体の活動の充実と拡充に努めます。
公助	町が行うこと	◆住民参加型福祉サービスの実施に向けた支援に努めます。

②通いの場づくりの推進

本町では、介護予防や生きがいづくり、閉じこもり防止等のための通いの場として、老人福祉センターを設置・運営するとともに、住民の協力を得ながら、介護予防教室や介護予防音楽教室、生活支援体制整備事業を活用した「ささえあいの町かみいた活動」などが行われています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業の開催自粛を余儀なくされていますが、感染予防対策を進め、本来の開催に戻していきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆要介護状態にならないよう、日頃から健康に注意し、介護予防に努めましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆地域で介護予防や生きがいづくり、閉じこもり防止等の活動を継続し、幅広い参加を働き掛けましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆老人クラブのふれあい教室や、介護予防教室や介護予防音楽教室など、上板町社会福祉協議会事業として展開している通いの場を継続・発展させ、住民とともに、介護予防、閉じこもり防止を進めます。 ◆通いやすい環境づくりの充実及び拡充に努めます。
公助	町が行うこと	◆通いの場の活動支援に取り組みます。

③多様な住民参加型在宅福祉サービス団体の育成

介護保険、障がい者自立支援、子ども・子育て支援など、制度による福祉を補完するインフォーマルサービスとして、ゴミ捨て、買い物支援、移送、子育て支援など、日常生活の多様な場面で、支援が必要な人を支える住民参加型在宅福祉サービス団体の育成に努めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆住民参加型在宅福祉サービスの活動に可能な参画・協力を行いましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆住民参加型在宅福祉サービス団体を組織化し、地域の生活支援を担っていきましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会や、全国社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会などと連携しながら、住民参加型在宅福祉サービス団体の育成に努めます。 ◆関係機関との協働による対応体制づくりの推進に努めます。
公助	町が行うこと	◆住民参加型福祉サービスの実施に向けた支援に努めます。



基本目標 3 地域を支える人材の育成としくみづくり

(7)「我が事」意識の醸成

地域住民が町内に存在する様々な生活課題を「我が事」と感じ、福祉活動に積極的に参加するためには、福祉に関する多様な情報提供と意識啓発が不可欠です。

広報、電子媒体の積極的な活用を図るとともに、学校や地域で福祉に関する教育・学習を進め、「我が事」意識の醸成につなげていきます。

①広報、電子媒体の積極的な活用

様々な広報媒体、インターネットなどで、難しい福祉制度をわかりやすく情報提供するとともに、心温まるエピソードの紹介などを通じて、福祉意識の啓発を図ります。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちでできること	◆日頃から町のホームページや広報をチェックしましょう。 ◆福祉について学び、自分自身ができることを考え、実行に移すことを検討していきましょう。
相互扶助・共助	地域でできること	◆心温まるエピソードなど、福祉情報を発信しましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆社会福祉協議会広報誌等による福祉意識の啓発の推進に努めます。
公助	町が行うこと	◆広報やホームページ等を通じた福祉情報の発信に努めます。

②福祉教育の推進

町内の小中学校では、各学校での創意工夫や地域の協力のもと、福祉について考え、体験し、理解を深める教育を進めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちでできること	◆家庭教育の中で、福祉のことを教育していきましょう。 ◆学校などでの福祉教育に協力していきましょう。
相互扶助・共助	地域でできること	◆学校などでの福祉教育に協力していきましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆子ども達の福祉体験学習受入の充実を図ります。 ◆各学校での福祉教育に協力していきます。
公助	町が行うこと	◆福祉教育の推進に努めます。

③住民・団体の学習の促進

関係課・関係機関が連携しながら、住民・地域活動団体を対象とした、福祉に関する学習機会の充実を図り、住民一人ひとりが我が事として取り組む機運の醸成に努めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆家庭教育の中で、福祉のことを教育していきましょう。 ◆福祉をテーマとした生涯学習活動に積極的に参加しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆福祉をテーマとした生涯学習活動を積極的に実施していきましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆福祉に関する知識講座等の推進及び普及に努めます。
公助	町が行うこと	◆福祉をテーマとした生涯学習の推進に努めます。

（８）地域活動を通じた人材の育成

福祉活動を担うのは「人」であり、地域福祉力を高めるのは、「人」と「人」のつながり、ネットワークです。

地域で自主的に多様な公益的活動を行う人材の育成を図るとともに、ネットワークづくりを促進し、地域福祉力の強化につなげていきます。

①地域活動の活性化

本町では、コミュニティ組織として、支部（自治会・町内会）があり、約7割の住民が参加しています。既存の活動助成である地域づくり助成金（地域づくり事業）の見直し等により、活動の活性化を図るとともに、未結成の地区もあることから、新支部の設立を促進していきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆地域活動やイベントに積極的に参加しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆地域活動の活性化に努めましょう。 ◆新支部の設立が実現するよう努めましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆住民自治会・町内会との連携による福祉活動の推進に努めます。
公助	町が行うこと	◆地域活動の活性化の促進に努めます。 ◆地域活動やイベントの周知に努めます。

②ボランティア活動の活性化

本町には、上板町社会福祉協議会のボランティア連絡協議会の登録ボランティアとして36グループ933名が登録するほか、個人でも56名が登録しています。また、ボランティア連絡協議会に加盟していないケースもあります。

庁内各課と町内の各団体が連携しながら、福祉分野のみならず、学習・スポーツや環境、防災など、様々な分野で多様なボランティア活動の活性化を図ります。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆ボランティア活動の活性化に努めましょう。 ◆友人や身近な人に声をかけ、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆ボランティアに関する情報提供・相談・コーディネートなど「ボランティアセンター事業」を行います。 ◆ボランティア活動への積極的参加の推進に努めます。
公助	町が行うこと	◆ボランティア活動の活性化の促進に努めます。 ◆各種団体の周知に努めます。

③老人クラブの活性化

老人クラブは、会員自身の生きがいがいづくりに加え、地域貢献活動を率先して行う団体であり、その活性化を図ります。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆老人クラブの活動に積極的に参加しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆老人クラブの活動の活性化に努めましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆ふれあい教室、みんなでからだ元気講座、太極拳講座、笑いヨガといった自主事業の開催支援を行います。 ◆老人クラブ活動への積極的参加の推進に努めます。
公助	町が行うこと	◆老人クラブ活動の活性化の促進に努めます。



④高齢者や障がい者の福祉的な就業の促進

高齢者が就業し、生きがいを感じながら生活を送ることを支援するシルバー人材センター事業や、障がい者の福祉的就労を側面支援する授産製品公的機関優先調達制度などにより、高齢者や障がい者の社会参加を引き続き促進していきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆心身の状況に応じて、可能な限り、就業を行い、社会での役割を担っていきましょう。 ◆高齢者や障がい者の福祉的な就業に対し、自分自身ができる支援を考え、取り組みましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆シルバー人材センターの活動の活性化に努めましょう。 ◆高齢者や障がい者の福祉的な就業に対し、各団体ができる支援を考え、取り組みましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆シルバー人材センター等就業内容の周知と加入促進の強化に努めます。
公助	町が行うこと	◆高齢者や障がい者の福祉的な就業の促進に努めます。

⑤民生委員・児童委員の活動促進

民生委員法や児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された無報酬の地方公務員である民生委員・児童委員が、地域住民の身近な相談を受け、専門機関に的確につないでいけるよう、関係機関の連携に努めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆地域の民生委員・児童委員と日頃から顔の見える関係づくりに努めましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆上板町民生委員・児童委員協議会の活動に協力しましょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆上板町民生委員・児童委員協議会と協働で地域福祉活動を推進します。 ◆各関係機関との連携に努めます。
公助	町が行うこと	◆上板町民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。 ◆民生委員・児童委員との連携を強化し、情報共有を行います。

⑥福祉委員の活動促進

上板町社会福祉協議会が委嘱し、民生委員・児童委員等と協力しながら、地域住民の身近な相談を受け、専門機関につなぐ役割を担う福祉委員は、本町の福祉に携わる重要な人材であり、上板町社会福祉協議会が行う育成活動に協力していきます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆地域の福祉委員と日頃から顔の見える関係をつくりましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆福祉委員活動の効果的な事業展開に努めましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆研修等を行い、福祉委員の育成に努めます。
公助	町が行うこと	◆民生委員・児童委員と福祉委員との連携を強化し、活動を支援します。

⑦地域での人材育成と連携強化

認知症サポーター、食生活改善推進員など、地域で多様な公益的活動を行う人材の育成・支援を図るとともに、人や組織のネットワークの強化に努めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちで できること	◆自分自身でできることを検討し、公益的活動にボランティアとして積極的に参加しましょう。
相互扶助 ・共助	地域で できること	◆各公益的活動団体で、継続的に人材を育成していきましょう。
	社会福祉協議 会が行うこと	◆公益的活動を行う人材の育成事業の推進に努めます。 ◆公益的活動を行う人材のネットワークづくりの推進に努めます。
公助	町が行うこと	◆公益的活動を行う人材の育成事業の推進に努めます。 ◆公益的活動を行う人材のネットワークづくりの推進に努めます。



(9) 多分野・多職種協働の体制づくり

生活課題の複雑化や複合的な問題の発生に対応していくため、福祉、保健、教育、住民自治、産業振興など、各分野でそれぞれの課題に取り組むこれまでのあり方を基本にしつつ、地域住民、地域団体、ボランティア団体、介護・福祉サービス事業所、企業、関係団体・機関により、機動的に多分野・多職種協働の施策推進を図ります。

①庁内の連携・協働体制づくり

町民生児童課が単独で検討・対応することでは解決に向かうことが困難な課題に対して、保健、教育、産業振興、防災など、行政内部の各分野が連携・協働して対応を行う体制づくりを進めます。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

共助	社会福祉協議会が行うこと	◆庁内体制づくりを推進します。
公助	町が行うこと	◆庁内体制づくりを推進します。

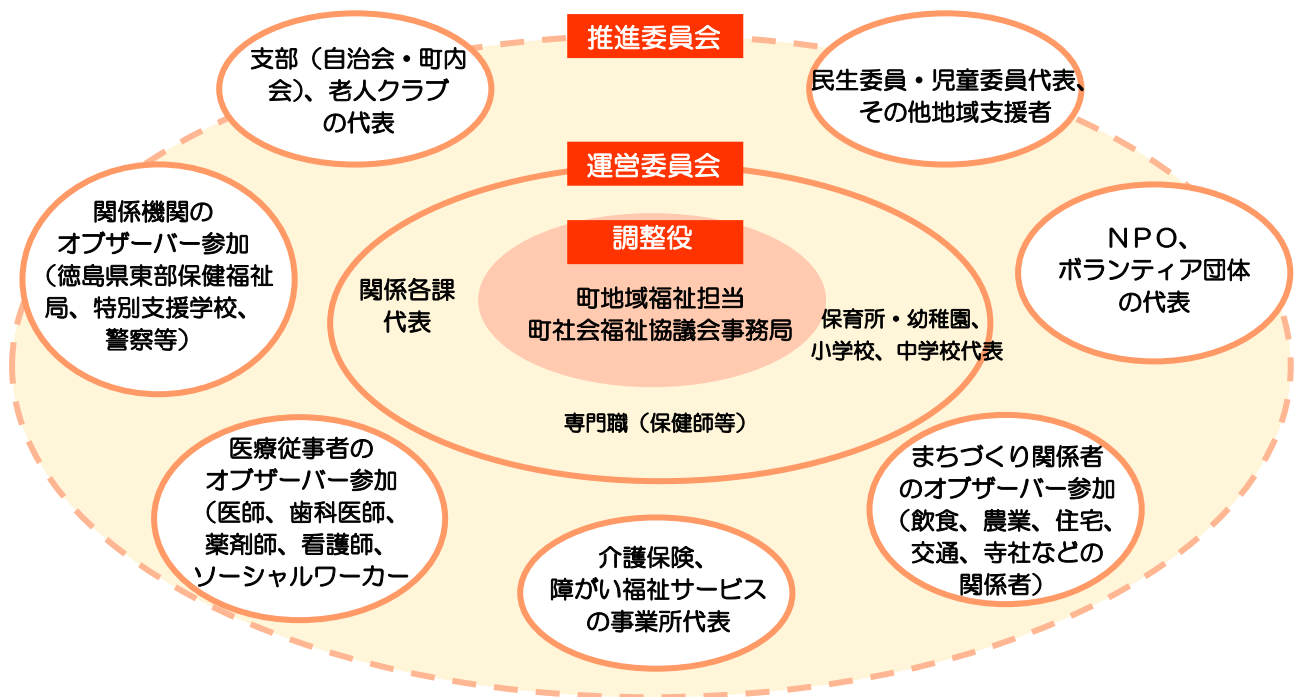
②地域での多分野・多職種協働の体制づくり

介護保険制度による地域ケア会議や、障がい者総合支援制度による障がい者自立支援協議会をモデルに、地域福祉を推進するための多分野・多職種協働の協議体を設置・運営します。協議体は、町民生児童課地域福祉担当と上板町社会福祉協議会事務局を調整役に、庁内各課代表等による運営委員会と、地域住民や介護・福祉サービス事業所の代表等による推進委員会という構成とし、案件により、所属する構成員が柔軟に参加・協議する組織体として運営します。

〔住民・地域・社会福祉協議会・行政の役割分担〕

自助	自分たちでできること	◆多分野・多職種協働の協議体の活動に可能な協力を行いましょう。
相互扶助・共助	地域でできること	◆多分野・多職種協働の協議体の活動に積極的に参画しまししょう。
	社会福祉協議会が行うこと	◆町と連携し、多分野・多職種協働の協議体を運営していきます。 ◆庁内体制づくりを推進します。
公助	町が行うこと	◆多分野・多職種協働の体制づくりを推進します。

多分野・多職種協働の協議体のイメージ（例）



第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

地域福祉を推進していくためには、その地域に住んでいる人、地区会をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、学校、企業などすべての人が福祉活動の担い手となります。

今後、これらの人や団体が町内関係機関と連携して、住民の誰もが、住み慣れた地域で自立して、生きがいに満ちた生活が送れるよう、それぞれの立場の意見を取り入れながら、地域の課題解決に向けた情報交換を積極的に行い、住民自らによる地域福祉活動の育成や支援を進めます。

第2節 計画の周知・普及

地域福祉を推進する上で、計画のめざす方向性や取り組みについて、町民、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

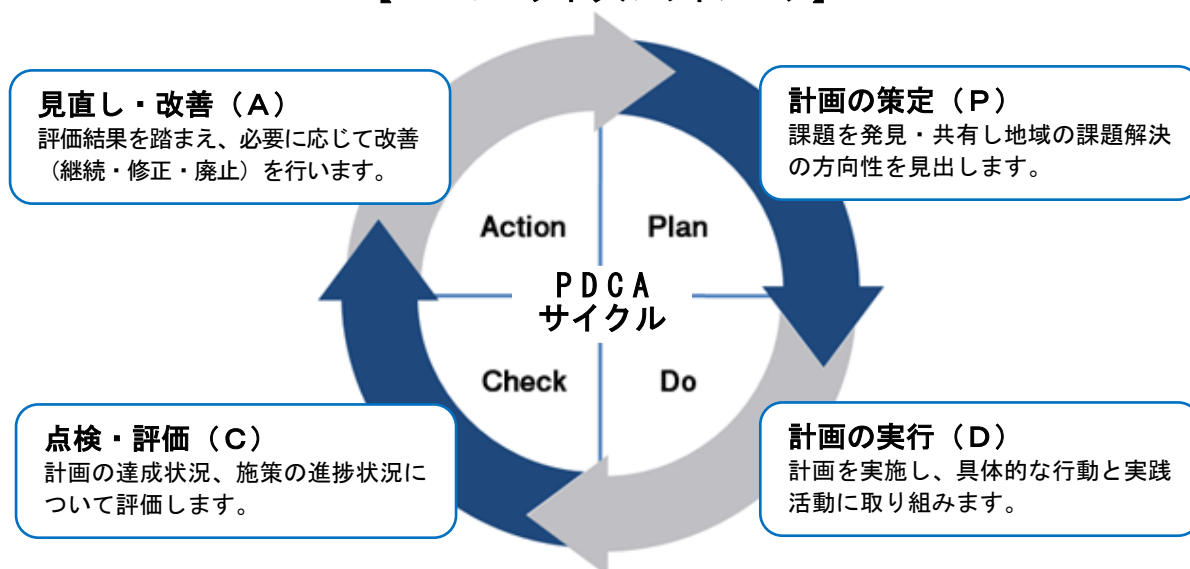
そのため、広報紙や町ホームページを通じて計画を広く町民に周知し、普及に努めます。

第3節 計画の進行管理・評価

本計画の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し、推進していくためには、計画の達成度を評価し、一定の期間において計画を見直す必要があります。

計画に基づく施策の進捗状況や、達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常により良い活動や取り組みを推進する「PDCAサイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。

【PDCAサイクルのイメージ】



資料編

上板町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、本町における地域福祉計画の策定にあたり、総合的な事項を検討する上板町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次の事項について審議する。

- （1）地域福祉計画の策定に関する事項。
- （2）その他計画の策定及び見直しに関して必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）保健、医療又は福祉関係者
- （2）各種団体の代表者
- （3）学識経験者
- （4）行政関係機関
- （5）その他町長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

（任期）

第6条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、民生児童課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

上板町地域福祉計画

令和３年３月 発行

発行者 上板町

〒 7 7 1 - 1 3 9 2

徳島県板野郡上板町七條字経塚 4 2 番地

TEL : 0 8 8 - 6 9 4 - 6 8 1 1 (民生児童課)

FAX : 0 8 8 - 6 9 4 - 5 9 0 3

H P : <http://www.townkamiita.jp/>
